

日 時 令和5年2月1日（水）

午後2時30分～

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

令和4年度 第2回東京都公園審議会

会議録

○田中管理課長 それでは、皆様お揃いになりましたので、ただいまより令和4年度第2回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます建設局公園緑地部管理課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

初めに、本日の審議会はこちらにご出席の委員に加えて、6名の委員がZ o o mでご参加となりますが、一ノ瀬委員は審議の途中からZ o o mでご参加の予定です。委員の皆様には何かとご不便をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、16名の委員のうち、14名の出席をいただいております。東京都公園審議会条例第8条に規定された定足数である半数8名を超える委員のご出席をいただいておりますので、現在のご出席の委員で審議に入ります。

また、本日の審議会は、東京都公園審議会の運営に関する要綱第3に基づき、公開で行います。

それでは、傍聴者に入室のご案内をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○田中管理課長 なお、公園審議会の運営に関する要綱によりまして、報道関係者の取材を受けておりますので、あらかじめご了承ください。

本日の会議資料につきましては、机上の端末画面上に表示いたしますが、確認しやすいようお手元にも資料をご用意しております。議事次第、名簿等のほか、審議資料としまして、「新たな都立公園の整備と管理のあり方について（審議）」をお配りしております。足りない資料等がございましたらお知らせ下さい。

また、ご発言の際には、手を挙げていただき、係員がマイクをお持ちしてからのご発言をお願いいたします。

Z o o mでご参加の委員の皆様も手を挙げていただき、指名された後にミュートを解除してご発言願います。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局次長の副島建よりご挨拶申し上げます。

○副島建設局次長 皆さん、こんにちは。建設局次長をしております副島と申します。本日は高梨会長をはじめ、委員の皆様にはご多忙の中、東京都公園審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素より東京都の公園緑地行政に対しまして、ご高配を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日ご審議いただきます新たな都立公園の整備と管理の在り方につきましては、前回の審議におきまして、都立公園を取り巻く社会状況やこれまでの都立公園の取組などについてお示しし、ご議論いただきました。

今回は、前回の審議を踏まえまして、より具体化していくため長期的な視点による時代の先を見据えて、2040年代における都立公園の姿をお示しし、そこに至る道筋につきまして、委員の皆様から多くご意見をいただき、議論を深めていただきたいと考えております。

今後とも東京都の公園緑地行政につきまして、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○田中管理課長 審議に入ります前に、委員の代理出席の方が2名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

財務省関東財務局東京財務事務所長、須田渉委員の代理としまして、第3統括国有財産管理官、上遠野久美子様。

○上遠野委員代理 よろしくお願いたします。

○田中管理課長 国土交通省都市局公園緑地・景観課長、伊藤康行委員の代理としまして、国際緑地環境対策官、辻野恒一様。

○辻野委員代理 辻野です。よろしくお願いたします。

○田中管理課長 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、公園審議会幹事につきましては、お手元の資料、または画面に示しますが、名簿のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。審議の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願いいたします。

○高梨会長 それでは、早速、次第に従いまして審議に入りたいと思います。本日は、「新たな都立公園の整備と管理のあり方について」前回の諮問を受けての審議を踏ま

えまして、事務局のほうで、さらにそれを深めていくための方向性も含めて、資料を準備いただきました。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○坂下計画課長 計画課長の坂下でございます。私のほうからご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

画面及びお手元の資料をご覧くださいでしょうか。今回は、第2回目の審議となっております。今回は現在のパークマネジメントマスタープランに基づきまして、これまで都立公園で取り組んできた内容をレビューいたしますとともに、今後議論していく考え方、あるいは検討の視点について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今申し上げましたパークマネジメントマスタープランに基づくこれまでの取組レビューでございます。

東京都は、都立公園の整備、管理運営の方針といたしまして、平成27年にこのパークマネジメントマスタープランを策定してございます。この中で、四つの基本理念を定めるとともに、その実現に向けて、各理念に沿った合計10項目のプロジェクトとなる取組を進めてまいりました。

まずは、今後の検討に向けまして、これまでの主な取組に関するレビュー、あるいはその効果、目標の達成状況について示させていただきます。

画面をご覧ください。左側の基本理念1、都市の魅力を高める公園でございます。ここでは、三つのプロジェクト案がございます。1番目といたしまして、国際的な観光拠点となる公園づくりということでございます。ここでは、一例といたしまして、歴史ある公園の一つでございます上野恩賜公園において、JR上野駅公園口との一体的な整備を実施してございまして、歩行者動線の安全性や回遊性を高め、また上野動物園正門に向けた景観軸の確保する取組を行っております。

そのほか、日比谷公園でも取り組み、現在2公園での事業着手となり、引き続き公園の歴史や文化を生かしながら取り組んでいく必要があるかと考えてございます。

2番目の「おもてなし」プロジェクトでございます。例としまして、浜離宮恩賜庭園において、お茶屋の復元や茶道など、理解を深める様々なイベントに取り組んでございます。これにより、多くの来園者がいらっしゃったとともに、外国人観光客にも多くご来園いただいているところです。東京都で管理しております全ての庭園・植物

園・動物園で実施してございまして、引き続きその魅力を生かす庭園の復元や維持管理、情報発信に取り組む必要があるかと考えてございます。

三つ目の民間の活力導入促進でございます。駒沢オリンピック公園などにおきまして、民間とも連携したレストラン等の設置により、新たなにぎわいを生み出しております。これまで4公園での施設設置や、17公園でのイベント開催をいたしました。引き続き、各公園の特性や民間意欲、そういったものも踏まえながら、連携した取組を進めていく必要があるかと考えてございます。

右側の基本理念2、高度防災都市を支える公園でございます。まず、4番目の防災公園機能強化では、災害時の非常用発電設備や照明などの整備、あるいは地域等と連携した防災訓練等を実施してございまして、防災施設の拡充や非常時の体制づくりなどに取り組ましまして、現在59公園で事業を進めているところでございます。引き続き、震災対策や風水害等の様々な災害の対応が必要かと考えてございます。

5番目の安全・快適プロジェクトでございます。安全で快適となる植栽管理や清掃など、公園の状況に合わせて取り組んでおりまして、アンケートによる満足度が向上しているところでございます。引き続き、安全に加えて、快適さや清潔さを向上させる取組が必要かと考えてございます。

続きまして、基本理念の三つ目です。生命を育む環境を次世代に継承する公園、ここでも取組が三つございます。

まず6番目ですが、水と緑の骨格軸形成プロジェクト、ここにおきましては、丘陵地に位置しております中藤公園、あるいは杉並区という都市部にある高井戸公園、こういった新たな都立公園を開園しております。その他既存の30公園でさらに区域を拡張する取組を進めております。これらにより、緑の拠点形成を図りますとともに、丘陵地や水辺沿いなどの環境特性を生かして、緑の厚みとつながりを強化し、引き続き都立公園整備による緑の充実を進めていくことが必要かと考えます。

7番目の生物多様性向上でございます。生物の生育・生息空間の創出や改善、また池のかいぼりなどを実施いたしまして、本来の生態系の維持や回復に向けた取組を21公園で実施してまいりました。引き続き、自然環境の変化を踏まえた順応的管理を行っていく必要があるかと考えております。

8番目、自然とのふれあいでございます。ボランティア等との協働による観察会など、自然体験の場を提供いたしまして、多くの方に参加いただいているところです。

自然に対する満足度は高いレベルで維持されており、都立公園の自然に対する理解が深まっていると考えてございます。引き続き、触れ合える機会の充実を図っていく必要があると考えます。

続きまして、右側、基本理念4です。豊かな生活の核となる公園、ここでは二つございます。

9番目の都立公園の魅力向上におきましては、スポーツ、あるいは子供向けの様々なイベントなどを開催してございまして、こちらも多くの方にご参加いただいているところでございます。公園の「総合満足度」といたしましては、若干向上してございまして、引き続き、利用者の心に残るような空間づくりに取り組んでいく必要があるかと考えております。

10番目のパートナーシップ推進でございまして。ここでは、サポーター基金など、多くの方からのご支援をいただいております。公園の管理運営に様々な形で関わる機会をつくってまいりました。引き続き、都民との協働や連携を強化する公園づくりを進めていく必要があるかと考えてございます。

こうした取組により、都民の憩いの場となるとともに、都立公園の魅力や自然環境、防災機能などの向上に努めてございまして、より拡充した取組を今後も展開していきたいと考えてございます。

続きまして、東京都におけます施策の方向性として、現在の東京都の総合計画についてご紹介させていただきます。

東京都では、「未来の東京」戦略と称しまして、令和3年3月に策定しております。ここでは、2040年代に目指す東京の姿といたしまして、ご覧いただいております20項目にわたる姿が示されてございます。

この中で、現在の都立公園事業として位置付けられているものを赤い四角で囲っております。都立公園につきましては、この囲われた箇所以外も含めた多様な機能や役割、またその高いポテンシャルを生かしていく必要があると考えてございまして、様々な分野の施策にもさらなる取組を広げて展開していきたいと考えてございます。

本日は、その広げていく可能性につきまして、委員の皆様からのご意見をいただきたいと考えてございます。

また、下段となりますが、この戦略の策定以降、毎年本計画のバージョンアップを行ってございまして、重視する切り口を都民の皆様を示しております。

左下になります。昨年、安全安心から、グリーン&デジタルまで、六つの切り口を示しておりましたが、また、本年におきましては、右下にございますが、成長の源泉となる「人」など、四つの切り口、こうしたところをより強化していこうということで示しているところでございます。

続きまして、今後具体的な都立公園の整備と管理の在り方を検討していく際の進め方についてご説明させていただきます。

これまで申し上げました、これまでの取組や考え方については、より一層拡充し、充実度を図っていく必要があるかと考えております。さらに、これから先の都立公園を考えていく際には、新型コロナに代表されるような大きな生活環境の変化など、差し迫る対応に加えて、これから迎える社会状況の劇的な変化を見据えた長期的な視点からも検討が必要と考えます。

このため、一世代先を考慮して、今の子供たちが大人になり、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える時期となる2040年代、これを見据えることといたしまして、その時代に求められるものや、つくり上げていくべきものにつきまして、公園利用者の立場、あるいはまちづくりなどの観点に立って、新たな都立公園の姿をご議論いただきたいと考えております。

またあわせて、そこに至るための取組の方向性につきましても多くのご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、検討を進めていくに当たっての視点についてお示ししてございます。左側にありますとおり、公園は環境、防災、レクリエーション、地域づくりなど様々な機能を持ち、先ほどご説明したパークマネジメントマスタープランにおいても四つの理念を掲げ、取組を進めてまいりました。

こうした考え方や取組をより一層拡充、充実を図っていきつつ、さらには、これからの2040年代を見据えていく際においてより深化させる、あるいは追加、充足を図るべきものを視点（案）として右側に幾つか示させていただきました。

以降、この視点（案）の項目ごとに沿いまして、その考え方についてご説明をさせていただきます。

ここからは、先ほどの視点の項目に沿ったご説明となっております。左側に目指す2040年代の都立公園の姿を示しております。また、右側のほうに、その姿に向けたときの道筋となる取組の方向性について一例として示してございます。

また、ここでは、この方向性、2030年代に向けたものという形で設定させていただいております。さらに、枠外左下にございますが、関連いたしますSDGsの17のゴールのうち、関連するものをこの中に示しております。こういった構成で、各項目について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、多様な機能を持ち、そのポテンシャルを十分に発揮するグリーンインフラとしての都立公園について、東京の緑という観点から示しております。

まず、左側です。目指す2040年の姿といたしまして、水と緑のネットワークを形成し、厚みとつながりなる緑の骨格となることや、地域の緑の核となり、うるおいや安らぎをもたらすこと、あるいは多様な機能を発揮するグリーンインフラとなり、持続可能な東京に寄与することとしてございます。

これに向けた取組の方向性といたしまして、公園の新規開園や拡張整備の推進、それぞれの公園の特性を生かすとともに、公園の多様な機能を高める整備、管理を推進いたしまして、併せて、重要なグリーンインフラとしての理解を深めるための可視化なども進める必要があるかと考えてございます。

続きまして、生物多様性保全でございます。左側、目指す2040年代の都立公園の姿でございますが、都立公園が様々な生き物の生息や生育を支える重要な拠点となって、生物多様性に対する都民の理解を深めているといたしまして、順応的な管理により保全再生などが進むとともに、動植物園では、多様性保全に対する中心的な役割を担っている。また、多様性に向けた都民の意識や行動につなげているとしてございます。

これに向けた取組の方向性といたしましては、公園の拡張など、公園整備による生育・生息環境の確保や質の高い良好な生育環境とする整備に併せて、外来種対策、ナラ枯れ対策など健全な生態系の保全に取り組みまして、また様々な主体による活動の充実も図ってまいります。

また、整備管理における科学的データの蓄積やその活用を進めまして、30by30に向けた取組や動植物園での野生生物保全などを進めるとしてございます。

次の項目となります。地球温暖化・脱炭素社会への対応でございます。左側、目指す2040年代の都立公園の姿におきましては、カーボンマイナス公園として、都立公園がゼロエミッションに寄与しているといたします。その中で、都立公園が主要なCO2吸収源となり、維持管理でのCO2排出抑制を進めますとともに、クールアイ



ランドなど、周辺のまちにも波及するような冷涼な空間をつくり出しまして、快適に過ごせるとしてございます。

これらに向けた取組の方向性といたしまして、公園の新規開園や拡張整備の推進、CO<sub>2</sub>吸収源として健全で良質な樹林地の適切な維持管理や管理運営等における太陽光発電の活用、あるいはEV車など、再生可能エネルギーの積極的な活用推進をまいります。

続いて、歴史・文化の継承と、魅力の発信でございます。左側、目指す2040年代の都立公園の姿といたしましては、東京の持つ歴史・文化を継承し、国内外に効果的に発信するとしておりまして、文化財庭園では往時の姿となり、多くの人々を迎え、魅了する場となっております。公園においても、地域の歴史・文化を伝え、都民の誇りや愛着などにつながっているとしております。

これらに向けた取組の方向性でございます。各公園の開園からの歴史、それを培ってきた特性、そういったものを踏まえた再生整備、また、文化財庭園の保存や修復、伝統技術の継承、または地域の歴史・文化を学び、伝える場となり、効果的に情報発信していく取組を進めるとしてございます。

続いて、地震対策でございます。2040年代の姿におきましては、災害時における救出救助の活動拠点や避難場所等となり、都民の生命を守るとしております。ここでは、災害時の活動や避難に十分なスペースや防災施設の整った空間となりまして、効果的にその機能が実現され、また訓練や啓発による自助・共助の推進とともに、発災時の円滑な情報提供が行われているとしております。

これらに向けた取組の方向といたしまして、公園整備をさらに推進し、避難場所などや救出救助の活動拠点の確保等とともに、非常用発電など防災施設の拡充、また様々な機関や地域と連携した訓練や発災時の対応に取り組みまして、また防災施設をフェーズフリーなものに展開していくとしてございます。

続いて、風水害対策でございます。2040年代の都立公園の姿といたしましては、グリーンインフラとして自然の持つ防災機能を効果的に発揮し、災害の軽減に寄与するとしております。

都立公園による雨水の貯留・浸透機能を向上するとともに、浸水時の避難場所や避難経路の確保、訓練や啓発による自助・共助の推進とともに、発災時の円滑な情報提供を行っているとしてございます。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、公園の拡張などを行いまして、雨水貯留や浸透機能を持つ公園整備を推進し、さらに雨水貯留・浸透機能を高める施設整備や維持管理を行ってまいります。また、河川沿いの公園では、スーパー堤防整備や区画整理なども連携し、高台まちづくりを推進し、その他公園におきましても、斜面地の保全防護、あるいは防災施設のフェーズフリー化を行いまして、防災施設の充実を図ってまいります。

続きまして、感染症対策です。2040年代の都立公園の姿といたしましては、都立公園が開放的で安全な空間として、いつでも誰もが安心して日常利用されているといたしまして、その公園の自然環境を生かしたゆとりとにぎわいのある空間となって、様々なレクリエーション、健康維持など、安心して利用できる日常生活の場となり、これらにおきましては、デジタル技術も生かした利用が進められております。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、トイレほか公園施設における非接触型設備の拡充、あるいは実際に公園を利用されている人々の混雑情報、これの把握と発信、また利用におきましては、キャッシュレス決済やオンライン手続などによるオンライン化、また実際のリアルな利用や交流もございますが、バーチャルな多様な公園利用も推進するとしてございます。

続きまして、子供が育ち、育てる場となってございます。目指す2040年代の都立公園の姿といたしましては、都立公園が安心した子育てや子供の笑顔があふれる場となっているとしまして、子供が伸び伸びと遊び、様々な体験ができる空間となり、子供たちの交流、あるいは成長の場、またその機会を提供しているとしてございます。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、子供が安心して遊び、楽しめる場や子育てをサポートする場となる施設、あるいはイベント等の充実を図るとともに、子供たちが様々な体験につながるプレーパークも拡充いたします。また、環境、歴史、健康、食育など、子供たちの多彩な学びの場ともなり、地域との協働した見守りや公園の管理運営などを推進してまいります。また、子供の考えや意見を取り入れるなど、子供目線での取組についても推進していくとしております。

続いて、都民のウェルビーイング向上でございます。2040年代の都立公園の姿といたしましては、都立公園で誰もが自由に思い思いの活動をしたり、気軽に利用することで、自分らしい過ごし方を実現するとしていたしまして、一人でも、あるいは友人や家族など、どのような形でも、また年齢に関わらず、自由に過ごせる空間、あるい

は施設が充実し、心身を含めた健康的な暮らしと自己実現を図った交流の場としてコミュニティを生み出すとしております。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、自由に過ごせ、居場所となる空間を創出するほか、気軽な運動や多様なスポーツの場を拡充いたします。また、体験プログラムの拡充であるとか、利用者からの提案をいただいた過ごし方の実現、また様々な形で、SNS等を活用した様々な形での交流を推進していきたいと考えております。

続きまして、人中心の歩きやすいまちづくりです。こちらでは、2040年代の都立公園の姿といたしましては、都立公園が核となって、様々な主体とも連携し、歩いて楽しいまちづくりが進んでいるといたしまして、くつろぎやにぎわいをもたらす、緑豊かな空間としての目的地の一つとなり、休息や散策を楽しめ、街や地域全体での回遊性の向上に寄与いたします。また、エリアマネジメントなど多様な主体が関わり合いながら、公園を中心としたまちづくりが進んでいるとしております。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、緑豊かな空間とその機能を確保しつつ、民間と連携した整備・管理によるにぎわいの創出を行うとともに、誰もが自由に楽しく移動できるバリアフリー化を推進いたしまして、また河川や道路など、街の歩行空間とつなげ、回遊性の向上を行います。また、利用者提案の過ごし方の実現、あるいは、花や光、芸術文化活動などにより、まちに安らぎや彩り、にぎわいを創出するとしてございます。

続きまして、インクルーシブな公園づくりでございます。2040年代におきましては、ソーシャル・インクルージョンの考え方に立ちまして、障害の有無や国籍に関わらず、誰もが安心して快適に利用しているといたしまして、都立公園では、質の高いバリアフリー環境が一層充実し、利用者などとの相互理解を深める場や機会を提供しております。そうしたことにより、多様な人々が生き生きと過ごせるとしてございます。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、バリアフリー化や多言語化、こういった誰もが自由に思い思いに利用できる環境整備、また多様な子供たち、誰もが遊べる遊具広場の整備、多様な人々が参画できる仕組みづくりを進めまして、スポーツやアクティビティを楽しんだり、災害時にも不自由なく利用できるような取組を進めてまいります。

続いて、全体の項目にも広く関わることとして、ここからは二つ、DXと多様な主体との連携というものを取り上げさせていただきます。

DXにつきましては、デジタル技術の急速な進展を踏まえ、より一層快適で充実した都立公園とするために、こうした技術をうまく活用しながら進めていくことが必要と考えてございます。

2040年代の姿といたしましては、デジタル化による情報共有や活用が行われまして、効果的、効率的な整備・管理とともに、利用者からは質の高い環境、あるいはニーズに応じたサービスが提供されているといたしまして、実際に都立公園では、その蓄積したデータに基づいた樹木管理や利用状況に応じた清掃により良好な環境が保全され、快適に利用できたり、あるいは様々な手続がオンラインとなったり、様々な公園の情報、例えば開花情報や混雑情報も発信して、利用者もそれを把握することができる、あるいは、オンラインでの交流が取り組まれているとしております。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、公園を整備するという観点からでは、ICT施工やBIM/CIMの導入、あるいは維持管理においては、樹木や公園施設のデータベース化と、それを管理に活用してまいります。また、利用者の視点からも、人流を把握して、混雑情報の発信とか、キャッシュレス決済、あるいは手続のオンライン化、情報発信におきましても、バーチャルコンテンツ等多様な手法を使いながら、交流等も進めてまいります。

続いて、多様な主体との連携です。これも広く公園の取組の中に関わるものとして記載させていただきます。

2040年代の都立公園の姿といたしましては、様々な主体や人々、相互に連携しながら、整備・管理が行われ、あるいは公園を利用されており、多様なニーズにも対応した新たな魅力が生み出されているとしてございます。

ここでは、都民や地元自治体、町会・NPO、様々な方、それぞれの強みを生かして、公園の整備や管理に関わり、さらに公園を特徴付けるような活動や、地域に根付く取組がより一層活性化して、公園だけでなく地域の価値や魅力を高めているとしております。

これらに向けた取組の方向性といたしましては、地元自治体、地域住民、民間事業者、多様な主体が関わるようなパークミーティングや管理運営協議会等の場、こういったものを設置して有効活用する、あるいはボランティア、近隣学校の方の協働によ

る環境教育や保全活動の充実、またプレーパーク等の拡充、また子供たち向けには、公園の管理運営や子供の見守り等、地域住民が参画して、協働による子供が育つ場づくり、あるいは民間のノウハウを生かした施設運営や利用促進を進めていきたいと考えてございます。

審議いただく資料の説明は以上ですが、最後に今後の予定についてご説明させていただきます。今回、2回目の審議となっておりまして、今後、さらに2回程度の審議を予定しており、その後に中間のまとめ（案）を取りまとめたいと思っております。その後、今年春頃に都民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを実施したいと考えております。さらに、その後となる6月頃に最終的な答申をいただければと考えているところでございます。

本日は、様々な形で一例としてご説明させていただいたところですが、不足する点もあるかと思っておりますので、各委員から、様々な観点から、あるいは日頃の公園利用からお気付きの点などを踏まえまして、ご意見を頂戴し、さらに次回の議論につなげていきたいと考えてございます。

本日は、6ページ以降となりますが、視点をお示ししまして、視点の捉え方、またそれを視点に合わせた2040年代に目指す都立公園の姿とその姿に向けたときの取組の方向性につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上となります。

○高梨会長 ありがとうございます。それでは、まず、本日ご欠席の委員の方よりご意見をいただいているようでしたら、事務局より紹介をお願いします。

○坂下計画課長 引き続き、私のほうからご紹介させていただきます。本日、押田委員と八塩委員の2名からご意見を預かっておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、押田委員でございます。目指す2040年代の都立公園の姿と、道筋となる取組の方向性について、各項目の対応関係を整理されたほうがよい。また、項目として、観光の視点についてより強化すべきではないかと。レビューにも国際的な観光拠点とあることを踏まえて、発信だけではなく、利活用し、より訪れてもらうということも記載したほうがよいとあります。押田委員は以上となります。

続いて、八塩委員からの意見でございます。2040年代の姿をどのように達成していくのか、具体的な道筋が分かるとよい。そのために、個別のKPIを明確にし、どう達成していくかを設定すべき。また、地域の中での公園という意味合いを踏まえ

まして、公園が地域の顔となるようなブランディングが必要というご意見をいただいております。

委員から預かっている意見は以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。いただいたご意見について何か事務局のほうでコメントすべきことがございますか。

○坂下計画課長 八塩委員のほうからK P Iを明確にというお話をいただいております。私どもといたしましては、今回大きく都立公園が本当に目指すべき姿、これを今回の審議会でご議論いただきまして、その意見を踏まえた上で、我々公園管理者として、その答申を踏まえたときに、どういうふうな目標が必要かということを次の段階で設定していきたいと考えてございますので、そういった形で八塩委員にもご了解をいただいております。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、これから審議を深めたいと思いますけれども、本日は、今ほどご説明がございましたように、2040年代の都立公園の将来の姿、これについて検討を深めていくということと、その将来の姿を実現していくに当たって、取組の方向性といえますか、そういう点についてもご議論いただきたいということでございます。

その際に、利用者やまちづくりが求めること、というようなことも念頭に置いていただき、多面的な切り口で忌憚のないご意見をいただければと思います。

まず、ただいま説明のありました内容につきまして、ご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

梅沢委員、どうぞ。

○梅沢委員 都民委員の梅沢です。どうぞよろしくお願いたします。都民目線から意見及び提案をしたいと思っております。

前回の第1回審議会では、インクルーシブな公園づくりの推進、情報発信の重要性、高齢者の居場所づくり、3点の意見を述べましたが、今回は都立公園の防災公園としての整備についての提案をしたいと思っております。

これは資料の11ページ、地震対策につながると思うんですけれども、今年に関東大震災からちょうど100年目に当たります。いつ起こるとも限らない巨大地震、それに備え、以前から問題となっています帰宅困難者の受け入れ、及び地元住民の安全

確保を図る上で、公園の地下に避難場所としてのシェルターを設けることを提案いたします。

巨大地震が起きれば、津波、火災が発生します。大正12年の関東大震災では、東京市の約43%が焼失し、東京の死者、約10万5,000人のうち、9割が焼死と言われています。ほかの自然災害時、及び他国との有事の際にも必要となります。現状では、Jアラートが鳴っても住民は逃げる場所がございません。ぜひとも、過去の教訓を生かし、都立公園の整備計画の一つに加えていただきたいと思います。よろしくご検討下さい。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、ご発言がございましたらどうぞ。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 服部でございます。よろしく願いいたします。

様々なご意見をいろいろと拝見しておりますし、これからの方針を先日拝見いたしました。この中にもチルドレンファーストというのがございます。これからどんどん日本は少子化になります。もちろん子供たちは大切ですし、これからの子供たちが日本を背負って立つわけなんです。その子供たちに対応しまして、2025年から日本の人口は3分の1が高齢者、65歳以上になります。そうしますと、本当に高齢者がたくさん増えてまいりますし、2040年になりますと、もっともっと高齢者の率が高くなります。

そんな中で、やはり老人ホームなどで老人だけ集まって生活するのではなくて、若い人とのふれあいがあると、老人がなかなかぼけにくいというお話も聞いております。これからは本当に高齢者の医療費の割合がすごく上がっていくと思います。そしてすごく医療費がかかると思います。そんな中で、やはりお年寄りの方々の健康も守っていかねばならない、お年寄りが健康であれば医療費もそんなに膨らまないのではないかと思います。ですから、若者とお年寄りとのふれあいがより多くできるような公園づくりをしていただきたいと思います。と思っております。

先ほど、梅沢委員のほうからもございましたけれども、今ウクライナの戦争で焼け出された人たちが本当に寒い中、行くところもなく、地下室で本当に食糧もなく、明かりもなく生活しているというニュースを聞いておりますけれども、日本も本当にこ

れから、戦争は分かりませんが、自然災害が来るのではないかと予想されていますので、そんなときにやはり公園が人々にとっての癒やされる場所として、何かあったときも大いに助けになっていただけるような場所として、これから整備をしていただきたいなと思います。

3. 1 1 のときも公園のほうに皆さん逃げられたんですけど、先進国ですと、必ずお水を確保している倉庫や何かがあると聞いております。日本は3. 1 1 のときにそういうものがなくて、今はかなり整備されているということ聞いておりますけれど、食糧ですとか、水ですとか、そういうものが皆さん被災したときに公園に行ったら、少しでも助かるということで、人々を助けていただくような公園づくりをしていただきたいなと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。平常時の利用と万が一のときの対応をしっかりとしなくちゃいけないということですが、この辺は、東京都は、関東大震災を経験したということもありまして、ずっと取り組んできているんだと思いますし、また、東日本大震災の経験を踏まえて、かなりいろんな取組をしているんだと思いますけれども、何か課題はございますか、今現在のところの。

○坂下計画課長 私どもから課題を具体的に申し上げることはできませんが、防災に関して申し上げますと、当然防災に対する対策というのは公園だけでなし得るものではないので、東京都の中でも防災を所管する部署で総合的にどういった対応を行っていくとか、どういったものが必要であるかというものは取りまとめていると思います。

そうした中で、都立公園も避難場所として、あるいは活動拠点としては非常に重要な意味があるということで、都の中でもそういった場所になるという位置付けをしてございます。

そういった中で、さらに我々としては、都立公園を有効活用、拠点時にどういうふうに活用していただくか、あるいは避難していただいた方にどういったものを提供、あるいはどういうふうに一時的な滞在をしていただくか、そういったときにどういう支援、あるいはものをご用意できればという観点で進めておるところで、今回も若干事例として示しておりますが、例えば、夜間時に避難したようなときでも大丈夫なように蓄電池を備えた照明であるとか、あるいは災害時の水が流れないときも使えるようなトイレの整備、あるいは最近特に力を入れて実施しているのは、非常用発電設備



ですね。これは最低限の電気しか確保できないので、いわゆる公園の中で人が詰めているというのが、公園管理所になりますので、そこに電力を送って、最低限の活動が行えるようなレベルでの発電機の設置、あるいは最近はデジタルサイネージで災害情報をよりの確に把握するという必要がありますので、そういったものの設置というのは進めております。

しかしながら、こういった審議会でのご意見も踏まえまして、公園という場として、より活用できるものがあれば、それを積極的に取り入れながら展開できればと考えてございます。

○高梨会長 ありがとうございます。服部委員、よろしいですか。今の取組状況、都のほうとしても力を入れてやっているということでございます。今後、さらにそれを広めて取り組んでいただく、ということをお願いしたいと思います。

それでは、Zoomのほうで手を挙げていただいております。まず、藤田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤田委員 よろしくお願ひいたします。

私からは三つ、意見と質問がございます。

一つ目は、所管に関することです。この東京都公園審議会なんですけれども、これは、建設局が所管する公園だけを審議するものなのか、それとも、そのほかにも東京都立の公園というものがありますが、それらも含めて一体的に議論することができるのかどうかということです。

例えば、港湾局が海上公園、海浜公園を所管していますし、環境局が自然公園を所管していますが、それらも含めてこの公園審議会では検討ができるのかどうかというところですね。

これはなぜ質問するかといいますと、例えば、先ほどの説明でもありましたけれども、グリーンインフラで水と緑のことをうたうのであれば、海浜公園や自然公園というものも含めて考えるのが妥当ではないかと思うからです。これは、グリーンインフラ以外にも生物多様性などに関しても同様に考えることができます。

地球温暖化ですとか、CO2吸収ということはこの審議会でも2040年の方向性というもので考えるのであれば、建設局が所管する公園だけでそれをどうにか考えていこうというものには少し限界があると思うんですけれども、グリーンカーボンという意味では、自然公園も含めて考えることが優勢だと思いますし、ブルーカーボンと呼

ばれる海浜の藻場など、そういうものも含めて東京都の公園で、こういうグリーンインフラとか、生物多様性であるとか、そういうものを考えていこうというメッセージを発信するのであれば、そういうところが必要なのではないかなと思います。

ですから、東京都が有する様々な公園と呼ばれるものに関連する資産を所管で断ち切って、その一部だけをこの場で検討するのではなくて、もっと総合的な視野を持って、方向性を示すべきではないかなと思うんですけども、もし私の考えが間違っていて、建設局が所管する公園だけを、都市公園というものだけを考えればいいのではなくて、最初から海上公園も自然公園も含めて、この審議会では議論するものなのか、その辺りの事実をお聞かせいただければと思います。これが1点目です。

そして、2点目なんですけれども、これはDXにも関連してくると思いますし、あとは、広域なお話にもなるんですけども、地理情報分析、それは立地だとか、2040年の予測値を含めた周辺環境とか、気温、気候、それから人口ですとか、そういうものも含めて、地理的に情報を分析するというのはどうかと思います。

これもDX、様々な意味合いを含んでいますけれども、そういうところも含めて分析をする、データサイエンティストをその2040年を目指して養成をして、きちんとしたアナリストを使って分析をして、それをもってして、公園の方向性であるとか、価値付けというのを数値的にも根拠をもって提示するという、これも必要なんじゃないかなと思います。

今提示されているDXの考え方は、都民がどんなふうに便利さを享受できるかというところが示されていますけれども、その背後にある職員の方ですとか、そこら辺の分析をするというような、そこにもDXの考え方をどんどん導入していくのがいいのではないかなと思います。

今、地理情報分析と申しあげましたけれども、この審議会ですらいろいろとキーワードが上のほうにも出てきていますけれども、そういうものを議論するとき、広域に考えるというのが、地理的にも広域に考える視点が必要ではないかなと思っていて、特に多摩地区と隣接する周辺の埼玉県とか、山梨県というのもこの生物多様性であるとか、グリーンインフラであるとか、そういう面では切って切り離せるものではないと思うんですね。ですので、東京都がイニシアティブを取って、周辺の県と協働しながら、協力しながら、生物多様性だとか、グリーンインフラだとか、そういうものを

どんどん前向きに推進していこうという姿勢を公園審議会のアウトプットとして見せることが必要なのではないかなと思いました。

それと同時に、この広域的な、他県を含めたという広域的な視点を持つことと同時に、都立の一つ一つの公園に対しての目を配るということが大事なので、それを一まとめにして、こうやってスライドを1枚ごとに見せるのではなくて、もうちょっとツリー構造のようにきめ細やかなところもあれば、大きなビジョンというところをツリーで見えるようにすると、より分かりやすくなるのではないかなと思いました。

最後に、三つ目なんですけれども、公園の中に霊園も含まれていると思うんですが、小平霊園では樹木葬が採用されていますよね。それで、樹木葬の研究は我々もやっているんですけれども、ニーズの高まりであるとか、2040年に向けてますます墓地の需要が高まったり、あるいは墓石という石の墓地からの離脱をしたい、図りたいというニーズが高まっていくというのが傾向としてあると思うので、小平霊園以外の霊園についても、樹木葬、これはいきなり具体的な話ですけれども、そういうところへのリニューアルであるとか、そういうところも一つ考えられるのではないかなと思います。

以上、3点でした。よろしく願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。それでは、1点目の、まずこの審議会の審議の対象についてですね。説明をお願いしたいと思います。

○坂下計画課長 はい。今、藤田委員からいただきました質問で、まず、一つ目ですけれども、当審議会におきましては、建設局におけます公園を対象にしてございます。そうしたことから、我々の所管している都立公園で、どういったもの、取組をやるのか、そういったことにはなるかと思っています。ただ、先生ご指摘のように、都立公園の中だけで考えるのではなくて、やはり、我々の公園をどういうふうにほかに波及させていくのか、あるいは、どういうふうに連携させていくのかという視点は大事だと思っておりますので、そういった観点では、今、いただいた意見を踏まえながら、取り組む必要があるかと思っております。他の所管する、例えば先ほどの、港湾局の海上公園をどうするという話は、ちょっとここでは対象にはなりませんので、ご了承いただければと思っております。

また、二つ目のDXに関連するご意見というのは、ご意見として参考にさせていただいて、今後の取りまとめの中で、また、さらに議論を深めていけるようにさせていただければと思っております。

また、三つ目の霊園についてでございます。当審議会におきましては、我々の所管している都立霊園も、審議会の審議する所管の事業とはなってございます。ただ、今回諮問しております、都立公園の整備と管理の在り方ということにおいては、霊園は対象としておらず、いわゆる、都市公園、通常の都民の方で無料で利用していただいている都立公園、あるいは、都立の庭園、動物園、植物園、そういったものを今回の対象とさせていただいております。ただ、樹木葬というお話がいただきましたので、参考までに申し上げますと、私ども、小平霊園で、樹木葬という取組を、社会のニーズ等も踏まえまして、取り入れたところでございますが、現在、それに続きまして、同じ多摩地域ですが、多磨霊園で、小規模ですが、樹木葬の墓地の供給というのものも、今、進めているところでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

所管に関してなのですが、毎回配付をされているこの審議会の条例であるとか、あるいは要綱であるとか、そういうところには、今、おっしゃって下さったその範囲、対象とする範囲というのは明記はされていないんじゃないかなと思ったんですけども、それは別に、どこかにそういうことが書かれてあるんでしょうか。

○坂下計画課長 では、よろしいですか。

○高梨会長 どうぞ。

○坂下計画課長 審議会、東京都の公園審議会条例、毎回、各委員にもお配りしてまいりまして、今、その対象というものを具体的に読み上げますと、第二条に、審議会は、知事の諮問に応じ、都の公園及び霊園に関する次の事項を審議して答申すると、次の事項とは、公園の計画であるとか、利用であるとか、運営であるとなつてございますが、確かに、言葉だけを読みますと、都の公園及び霊園として書いてございますが、こちらのこの審議会も、この条例を所管している都の建設局ということで、確かに言葉につきましては、先生のご指摘のとおりでございますが、この公園というところは、建設局の所管している公園という意味合いとなつてございます。

○藤田委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、東京、建設局が所管しているこの審議会で、例えば、海上公園とか、自然公園と連携してとか、協力してというようなことを盛り込むことは可能であると考えていいんでしょうか。

○坂下計画課長 はい。そうですね。我々もやはり、外への波及とか外の連携というのは、大変必要なものでありますから、そういった観点からは、様々なご意見も頂戴できればと思います。

○藤田委員 はい。ありがとうございます。以上です。

○高梨会長 よろしいですか、藤田委員。ありがとうございます。

それでは、続いて一ノ瀬委員、お願いいたします。

○一ノ瀬委員 一ノ瀬です。ご説明いただき、ありがとうございます。

すみません。ちょっと学内の会議の関係で途中から参加したので、もしかすると私が聞いていなかった点もあるかなと思うんですけども。重要な視点の整理をしていただいたかと思います。

私からは2点ほど申し上げたいんですけども、6ページのところで、多分、今日は特に、この全体像といいますか、枠組みが重要かなと思いますので、そこで2点意見を述べさせていただけたらと思います。

まず1点目は、ここで公園の持つ機能という形で、4点上がっているかと思います。公園なり、あるいは緑が持つ機能というのは、いろんな議論があるんですけども、特に一番最後の、豊かな地域づくりと地域の活性化と、大きくはいろんなものがこの中に入るのかなと思うんですが、その前のところに出てきた、4ページになるんですかね、未来の東京戦略ですか、主に関係があるところが赤で示されているかなと思うんですが、こういう中で、例えば、15番であったりとか、経済を牽引するだったりとか、14番といったスタートアップを生み出すとかというようなところ、あと、世界中からヒトやモノやカネが集まるというようなところというのは、これは魅力のある都市をつくっていく、そこで、経済を回していくということかなと思うんですけども、今、こういう経済だったりとか、雇用を生み出すみたいな意味でも、緑に期待されているところが非常に大きいので、もう少し強調してもいいかなと思っています。

そういう意味では、この「豊かな地域づくりと地域の活性化」という中に入るんだと思うんですけど、そこに項目として出ているのが、交流であったり連携の拠点という、これは当然だと思うんですけども、やはり公園が核になって都市の魅力を上げ

ていく。あるいは、公園が様々な形で使われることによって雇用も生み出していくというようなことを、もっと明示的に出していただくとよろしいんじゃないかなと思っています。これが1点目です。

2点目は、右側の検討の視点についてです。この中に出てくるものの中に、目標として突き詰めるようなものと、手段として使っていくべきものが、今、混在していると思います。そういう意味では、ご説明いただいたときにも、DXであったりとか、グリーンインフラについては手段としての説明をしていただいたように思います。ただ、それ以外も、例えば、歩きやすいまちづくりというものであったりとか、インクルーシブな公園づくりというのは、基本的には手段ではないのかなと思うんですね。歩けるまちだけを目標につくるわけではなくて、何か目標があるので歩きやすいまちをつくっていくんだというふうに思います。なので、可能であればなんですけれども、そういった目標となるようなターゲットと、それに使うといい手段というものを整理いただくと、何か、たて糸とよこ糸のような形に、うまく組み合わせっていくのかなと思ったところです。これは、別にそれぞれの中身ということではなくて、整理の仕方という意味での意見です。

私からは以上です。ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

最初のご指摘の点は、現在のマスタープランでの目指すべき方向性の中に、国際都市東京として日本経済を牽引していく中で、東京にふさわしい公園の在り方だとかというのを謳っているわけですが、それに対して今のマスタープランの策定以降いろいろな経済社会の変化がありましたので、それを中心に検討の視点ということで整理して、目指すべき姿と取組の方向性を示したということ。そういうふうに理解、私はしたんですけど。そんなことでよろしいんですかね。

○坂下計画課長 はい。今、そうですね、会長の言われたとおりと考えております。

また、一ノ瀬委員からいただいたような観点も、重要な一つの考え方であると思いますので、それも考慮しながら、検討を進めたいと思います。

○高梨会長 一ノ瀬委員、よろしいですか。今、ご指摘の、1番目のご指摘の点を含めて、さらに検討を進めていくということにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○一ノ瀬委員 はい。ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、次に、西川委員、お願いしたいと思います。

○西川委員 西川です。よろしくお願いいたします。

二つほどあります。一つ目は、2040年の目指す公園への取組の方向性として、利用者からの提案を取り入れる、また、子供目線というポイントがありましたが、これはとても大切なことだと思いました。特に、これからの時代を担う子供たちの意見を、ぜひ取り入れていただきたいと思えます。大人だけでなく子供たちの意見も取り入れることで、世代間の交流が生まれるというメリットがありますし、何よりも、これからの世代である子供たちも含め、自分たちの公園という意識を持つことができ、公園に対する愛着が生まれ、ひいては、それが地域のまとまりにもつながると思えます。

2点目は、これは質問という意味合いもあるんですけども、先ほどお二人の委員からもご提案がありました、防災についてなんです。都立公園を防災の活動拠点や避難場所として確保するのはとても重要と思いますが、では、実際に災害が起こったときに、都立公園がどのように活用できるのかが、一利用者として具体的にイメージできないという部分があるんですけども、例えば、簡単に言ってしまうと、発災後の数時間といった、一時的な避難場所としてのみ考えられているのか、それとも、もうちょっと違う機能も備えているのか。実際にどの程度のレベルまで対応することが可能なのか、利用者とその辺りの具体的な情報発信も、併せてお願いしたいと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

最初のご意見は、ご意見として伺うとしまして。防災について。今進めているものが、実際に、都民の方なりが避難してどのような行為、言わば災害時のサービスというか、そういうものを受けられるかということですけども、その辺については、どのような取組がなされているか、ちょっとご説明いただけますか。

○坂下計画課長 はい。そういった利用者というか、住民から見たときの視点ということで、今、ご質問があったんだと受けました。防災の避難であるとか、そのときの運営、そういったものについては、先ほどと同じように、総合的に防災を所管する部

署であったり、あるいは、各区市町村にその運営や利用というものが委ねられているというのが、まず状況としてございます。

そうした中で、都立公園がどういう形で避難時に利用されているのかという、一般的な事例を申し上げますと、通常は震災が起きて、恐らく、それは自宅であったり、外であったり、いろんな場所だと思いますので、そういった中で、一時的に揺れが収まるまでそこにいて、揺れが収まった後に、通常ですと、一時的な集まるような場所、あるいは、広域的なオープンスペースに一時的に避難していただくと。ある程度の時間がたった後には、より安全に、様々な情報とか、あるいは、物資が提供するということで、通常ですと、各区市町村において避難所というものを開設いたしますので、そちらのほうに移動していただくというような流れが大筋なのかなというふうに思っています。そういった意味から言いますと、災害直後の一時的な避難空間として使うというのが、住民の方から見たときの使い方になるのかなと思っています。

あと、先ほど申し上げました災害活動拠点という意味では、これは逆に、行政あるいは警察、消防とか、住民の救出活動とか、あるいはそういったことをするための利用ということで、通常は、それは避難されて、避難された方がいなくなったときにそういった活用がされるということになるのかなと、これはちょっと一般論ですので、それぞれの状況では違うと思いますが、そういうことだと思っております。

○高梨会長 ありがとうございます。

藤田委員は熊本の震災の後、いろいろ公園の活用のされ方などを分析されていますけども、今、西川委員からご質問があったような中で、熊本でいくと県と市ですかね。そういうところの役割分担みたいなものは、どういうふうにお感じになりましたか。  
藤田委員。

○藤田委員 はい。

○高梨会長 熊本で震災があったときに、県の公園が避難地だとかに活用されていたと思うんですけど。その際の地元の熊本市だとかとの役割分担とか、そういうのはどういったふうにお感じになりましたでしょうか。

○藤田委員 熊本地震において、私たちは熊本市内の都市公園の調査をやったんですけども、熊本市、政令市ということもあって、いろいろなことが独立して、熊本市が中心になって、いろいろなことが回っているんですけども、熊本地震において、公園が非常に避難場所として機能していたわけなんですけど、それは公園とそれに関わ



る周辺の団体といますか、熊本では、都市公園、公園の中に公民館のようなものがあって、そこを利用する地域の皆さんが、その公園とその周辺の地域の自治の中心となって、発災後の混乱した状況というのを取りまとめながら、公園を中心にして避難生活を送っていたという実態が明らかになりました。ですので、それは平常時から、公園に関わる人々が、非常にたくさん地域の中にいたということが大事だったんだなと思っけています。

県が管轄する公園ですとか、いろいろな施設というのも、熊本地震では被災をしまして、理想どおりの機能を果たすことできなかった場所というのが多かったんですね。そういうときに、一つ一つの市が持っている公園、あるいは、町が持っている公園というものがうまく機能を分担しながら、危機を乗り切ったというところがあります。ですので、そういう地震なりなんなりという自然災害において、県だけが頑張るとか、市だけが頑張るということではなくて、機能が分担できるように、ここに期待されている機能が、災害で予想どおりの働きができなくなったときに、地域の中の別のところと、その機能を発揮できるのかということ、平常時から考えながら、地域の皆さん、地域に住む人々とのつながりということを常に保っておくということの大事さというのを、熊本地震の公園の調査からは非常に実感したところがあります。

○高梨会長 ありがとうございます、貴重な体験をお聞かせいただきまして。

普段から、災害が起こったときのことを考えながら、東京でいきますと都と区市との連携だったり、あるいは周辺の施設、団体との連携だったり、それを深めていくということがまずベースにあって、それに災害時の対応というものも十分考えながら、ソフト面も含めて取り組んでいかなければいけない、ということではないかと感じました。

○藤田委員 そうですね。大きな公園だと、管理する方がいらっしゃるというのがあると思うんですけども、そこまで大きな公園でない場合は、常に管理する人がいるとは限らないわけで、熊本地震のときは、公園の中に車を入れて、その車の中で昼夜過ごすということが行われていたんですけども、公園の中に車を入れるときに、車止めを外さないといけなくて、そこには鍵がかかっているんですけども、その車止めの解除する鍵を持っている人というのを、周辺の人たちがちゃんと把握ができていたんですね。なので、迅速に車止めの鍵を外して、車止めを外して、車を公園の中に

入れて、その中で人々が生活できて、地震の余震から身を守ることができたということとはありました。

なので、それくらい近い関係にあったんだなということは、調査を通してびっくりしたんですけれども、そういうところまで、地域に住む皆さんと公園というつながりができているんだなということは感じました。

ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

西川委員のご指摘の点につきまして、これを踏まえて、具体的な取組につなげてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。西川委員、よろしいでしょうか。

○西川委員 藤田先生、貴重なご意見、お話どうもありがとうございました。今、伺っていて、やはり一時的な避難場所としてのみの都立公園ではなくて、もう一歩進んだ機能を持たせるということも、非常に大切だと思いましたので、ぜひご検討いただければと思います。ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、坂井委員、ご発言をお願いいたします。

○坂井委員 ありがとうございます。坂井です。

私から3点お話しします。

まず、冒頭に、これまでの取組のレビューをしていただき、ありがとうございます。1から10のプロジェクトについて、それぞれの目標と実績ということで、数値で出させていただきました。

1点目です。計画を立てるということと、評価の仕方というものは、両輪の輪だと考えていて、今ここで議論をしている計画についても、評価の仕方について意見は言っておいたほうがいいかなと思っています。定量的な評価だけでなく、定性的な評価もやっていただきたいということです。特に、今回、ウェルビーイングというような言葉も出てきていますけれども、そういった、人が本当にそれで幸せに感じているかというようなことは、やはり、定性的な評価をしないと分からないと思いますので、今つくっている計画の評価の指標として、定性的な評価ということもあるというようなことを、この場で意見としてお伝えしておきます。

2点目は、このレビューしていただいた10のプロジェクトに、6ページにあるように、掛け算で今回の検討の視点が新たな点として右側のテーマが挙がり、1枚ずつパワーポイントを作っていたと思います。30年後、40年後の事業ベースですので、その事業ベースのプロジェクトが掲載されているというのが、今回の資料だと思います。短時間でこれだけの資料をまとめになるのは非常に大変だと思っております。基本的には、今回レビューしていただいた10個のプロジェクトは、ぷつんと切れてしまうのかというと、そうではないと思います。10のプロジェクトについても、30年、40年後があつて、それにこの新たな、都民のウェルビーイングとか、ウォークブルなまちづくりとかというのをどこに入れるのかというのを、これから検証しなくてはいけないと思います。一度にはできませんということだと思いますが、左側にある今までのプロジェクトの30年後、40年後というのを考えつつ、右側の新しい視点の30年、40年後というのを考えて、ドッキングさせたものが最終的な計画になると思います。ちょっとその辺りが、今回の資料だと分かりにくかったと思います。

例えば、国際的というのは、もともとあるプロジェクト1で、さらに、この歴史と文化の継承発信の新たな視点がそこに入ってくる。継続的にやっていくところと、そこに新たな視点が入ったから、新たにやっていく事業とかが、並列されるのか。まとまったボックスが10個なのか12個なのか分かりませんが、ぜひ分かりやすく見せていただけるといいなと思っております。

こんなことを申し上げるのは、都市公園が今あって、それをよりよくしていく、より活用していこうというプラスのことがたくさんあるんですけども、私なんか心配性なもので、人口減少の中で、行政の、東京都は本当に盤石ですけども、いろいろな予算が減っていく中で、本当に公園の管理というものを、今まで、それ以上に高めていくというのは結構チャレンジングだと理解しているんですね。ですので、20年後も同じ水準で、さらにいろんなこともやっていくという、その都市基盤としての、都市アセットとしての公園を引き続きやっていくということも、前段の話としてはあってもいいんじゃないかと思っております。これからのことも付け加え、今までやってきていることもしっかりとやっていくという、そのミックスの仕方みたいなものを、次回の委員会でぜひ全般的に見せていただいて、議論できるといいなと思いました。これも意見です。

最後の3点目は細かい点になります。DXは、利用者の利便性とか、管理者の立場というところが中心かなと感じました。国交省でのこれからの管理運営の議論では、まちづくりで行われる社会実験の場としての公園というようなことも議論されていたと思います。都心の中で、比較的広いオープンスペースを持っている都市公園として、新たな都市に必要とされるサービスの社会実験的なことを行っていく。DXによる新たな技術の実験場としてどんどん活用していける、そんな都市公園の在り方を、広域で規模の大きな公園を持っている都立公園は示せると思いますので、このDXという枠に入れるとよいと思います。DXの実験台として、公園というものを利活用していくということもあると思いますので、そんな視点もここに入るといいかなと思った次第です。

以上でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

1点目は、レビューの評価の仕方ですので、また定性的な面からもいろいろ工夫をしていきたいと思います。

それと、2点目の点は、先ほどの一ノ瀬委員のご指摘とも関連していることだと思いますけれども、現在のマスタープランの視点といいますか、目標ですか、そういうものもきちっと評価して、新たな視点とともに、その内容を深化していくべきだというご指摘でございますので、私も全く同感でございます。

それと、DXについては、今、言われているのは、管理者側からということじゃなくて、利用についてというような視点も入れたらというお話でございますけれども、DXの話になると、自治体の情報の管理というのは、LGWANという非常にクローズされた中で情報のやり取りをしなくちゃいけないという問題がありまして、オープンじゃないんですね。だから、この話をしていくと、管理者側としてみるとなかなか頭の痛い問題が多々あるんだと思いますけれども。この辺の、今、DXについて、いろいろ議論されていると思いますけれども、辻野さんのほうで、現在そういうことはどうというような議論をされているのか。ちょっと公園についてご紹介いただくとありがたいんですけど。

○辻野委員代理 公園緑地・景観課の辻野でございます。

DXに必ずしも明るいわけではないのですが、公園というより都市局での取組という事で、少しお話をさせていただいた上で、意見も述べさせていただいてよろしいでしょうか。

都市局では、ご存じかもしれませんが、去年7月にまちづくりDXについて、有識者の意見をまとめたものがありまして、かいつまんで言うと、人間中心のまちづくりのためにこそDXを進めるということで、デジタルベースでマネジメントをより高度化していくとか、そういったことを議論しました。そこでポイントとなったのは、やはりオープンデータ化をしていくということをお述べております。そのツールとして、3D PLATEAU等を素材として出しているわけですが、いかに色々なデータを常にオープンデータ、あるクラウドでもいいですし、そういうフィールドに出して、その上で、色々な方が次のリノベーションにつなげていくとか、あるいは、社会実験というお話が今ありましたが、3D上で都市においてこういう施策をしたらどうなるのだろうということを実証してみるとか、そういう動きをやって、今までの都市計画の行政を突き抜けるというか、ブレイクスルーするようなイメージで提案をしております。

ですので、ここのDXも、例えば今ご指摘あったとおり利用者もそうですし、活用する方も含めて、どういうふうに公園行政を高めていくかという視点でまとめるというのかなと、少し思っております。

公園の中で、一つあるとしたら、利用者の動線というか、利用者動向を、カメラとAIで把握して、よりこういうふうにしていくといいのじゃないかとか、そういう使い方もあるかなとは少し思っています。

意見としては、豊かな地域づくりと地域活性化の中にこの機能の話で盛り込まれていると思いますが、これも都市局の中で議論しているのは、やはり社会の変化がかなり速い状況ですので、これも、先ほど坂井委員が言ったとおり、いわゆるアジャイルという、英語で言っているのですが、かなり可変性のある、可塑性のある、あるいはそういう常に変化にすぐ対応できるような取組が重要だろうと議論をされています。ですので、都市公園も常にこうだというよりは、理念、目標は高く置きながら、常に見ながら、常に実験も重ねながらやっていくというような取組も重要かなと思ったので、検討の視点として、そういう要素も入るといいのかなと思っています。

あとは、これも議論としてあるのは、これからデジタル化で人がどこに住んでもいいという時代になったときに、都市の機能って何だろうというと、やはり最後に残るのは交流、つまり何かあったときに集まって、そこでわいわい議論して何かを生み出すとか、そういうのが都市の機能、交流が機能だろうということであれば、まさに都市公園というのはそういうフィールドになるという部分があるので、ぜひ、都立公園も、そういう都市の交流の機能の核になって、逆に、これも公園の在り方の委員会でも言ったのですが、まちづくりの核となるということを打ち出してもいいのじゃないかなとは思っています。我々の提言でまとめた、まちづくりの核となるという、タイアップするようにまとめていただくといいのかなと思いました。

すみません、長くなりましたが以上です。

○高梨会長 ありがとうございました。

坂井委員、先ほどの話は、ご意見いただいた内容は、よろしいでしょうか。

○坂井委員 結構です。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、羽山委員、お待たせしました。ご発言をお願いいたします。

○羽山委員 羽山です。ありがとうございます。

私からも資料6ページの検討の視点について、意見を言わせていただきたいと思います。

これまで何人かの委員の方々から、ここに挙げられた12、13ぐらいの検討の視点に、横串を打つような、やはり検討が必要ではないか、あるいはそういう視点も必要ではないかというご意見があったと思うんですが、私からは、その横串的な視点としてご提案したいのは、ワンヘルスアプローチをぜひ盛り込んでいただきたいなということです。ワンヘルスアプローチというのは、人間も動物ですので、人間のウェルビーイングを向上させるには、人間だけではなくて、動物とかあるいは自然環境ですとか、そういったものの健全性が維持されなければ実現できませんので、これらを一体的に施策に盛り込んで、そして、これからいろいろな対策を進めていこうという、そういう考え方ですけども。そうしますと、大体ここに挙げられた視点の半分ぐらいが、直接的に関わる横串になるかと思います。

とりわけ、この感染症対策というのは非常に大事で、ただ、これは生物多様性とか温暖化と非常に密接に関わる問題ですので、ですから、これらを一体的に、適切に公

園を管理しませんが、例えば、数年前、東京でもデング熱の発生で、都市公園が感染源になってしまったと、そういったこともありますので、管理の視点としても、ぜひ横串的にこのワンヘルスアプローチを盛り込んでいただけたらと思います。特に私の立場から、動物というもの、特に東京は人口が多いものですから、家庭動物が非常にたくさんいます。東京の都民の15歳未満人口よりも、犬や猫だけでもその飼育頭数は上回ってしまうぐらいの数で、災害が発生した、あるいは、そういった様々な危機に対しても対応していくような、そういう都市構造をつくっていかなくちゃいけないということだと思いますし、それから、日常的なウェルビーイングを向上させる上でも、この動物の存在というのは、ぜひ視点として必要だなと。当然、これ、家族という位置付けがもう定着してきましたので、この資料の中にも、家族というキーワード、あちこちで見られますけれども、やはりそこをもう一步踏み込んで、動物目線というものをぜひ意識して、今後の計画づくりに反映させていただけたらと思います。

私からは以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

新しい視点でございますね。なかなか難しいかと思いますが、ちょっといろいろ、検討を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、里吉委員、どうぞ。

○里吉委員 どこに当てはまるのか、ちょっと分からないんですけども、前回もちょっと話題にしました、P a r k - P F Iですね。これについてちょっとお伺いをしたいと思うんです。

都市公園法の改正があって、今、東京都では代々木公園と明治公園とそれから日比谷の大音楽堂ですかね、P a r k - P F Iという手法が入っていて、審議の中身が、新たな都立公園の整備と管理の在り方についてということなので、このP a r k - P F Iについてどう考えるのかということについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。何点か、私の問題意識を先にお話をさせていただきます。

前回の審議会で、八塩委員からだったと思うんですけども、明治公園については3階建ての建物ができて、17メートルのフェンスができてなどご発言があって、審議会で議論してきたのと公園のイメージとがかけ離れていると。公園整備というより再開発という印象というようなご発言があったと思います。それで、民間活力の導入ということがうたわれていて、民間が参入する目的は、やっぱり利益を上げるものな

ので、そのことと都民の利益との関係をどうするのかということが、大きな課題になってくると思います。公園における官民連携とよく言われるんですけども、それが、事業者の利益、収益を上げるための提案に重きを置くのか、住民や公園利用者の参加や意見に最も重きを置くのかで、全然違うものになってくると思います。

それで、何点か事例をお話ししますと、例えば、明治公園ですと、かつては結構いろいろな集会などで使われていましたけれども、これから新たなP a r k - P F Iでそれができるのかということが、この公園を使っていた方々の中では話題になっています。それで、これはもう実際に始まっている、大きなところではありませんけれども、渋谷区のP a r k - P F Iでできた公園の利用規約には、あらかじめご了承くださいたい事項ということがあって、イベントスペースの利用申込みに対し、公園のイメージに合致するか、施設やまちの活性化に資する内容か等の審査を行います。審査の結果、イベントの実施をお断りする場合や、内容を調整させていただく場合がございます。これは、これらの審査は、この公園の指定管理者であるところが行いますということも書かれていて、区立の公園なんだけれども、ここの管理を任されているところが、ここで参加できるかどうかを取捨選択するというふうに取れる言葉がありまして、都立公園は都民の共通の財産ですので、それが本当にそういう取組ができるのかという疑問というか、不安を持っています。

今日頂いたペーパーにも、13ページには、誰もが利用できる開放的で安全な空間として、いつでも安心して日常利用されている、ですとか、15ページにも、独りでも、家族でも、誰と出かけても、居心地よく過ごすことができる空間、施設が充実しているとあるんですが、これが、それなりのお金を払わないと参加できないということでは、都立公園としての意味がないと思うんですね。そういう意味では、これまでも都立公園の中にカフェがあったり、そういう小さなお店がありましたけれども、新たなP a r k - P F Iの元では、ちょっと規模が違うものですから、これについてどのように考えるのかということのも、ぜひ新たな都立公園の整備を考えるに当たって、議論していただきたいと思いますし、今の方向性があるのであれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

事務局のほうから説明すべきことがございましたら、どうぞ。



○坂下計画課長 はい。今回ご議論、ご審議いただいているのは大きな都立公園の方向性ですので、それらを踏まえて、都立公園毎に必要なものに対して、様々な手段や手法、より効果的なものをうまく取り入れながら、進めていくことになるのかなと考えてございます。

以上です。

○高梨会長 そうですね。なかなか一律の基準というのは作りにくそうですね。周辺の状況も違いますし、立地特性も違うということで、ともかく限られた財源の中で、民間の持っている能力といいますか、そういうものを最大限活用しながら、都民にとってより良いものにしていこうというところが、公園のサービスの質を高めていくということが、本旨でございますので、そういった中でいろいろ工夫をしていくということ。

明治公園の話は、前回ご指摘いただいた点については、まだまだ事務局のほうでいろいろ調整をしているんだと思いますので、しかるべき時にまたご説明いただきたい。先ほど、辻野さんからもございましたように、いろいろ、やっぱり実験をしながらやっていかないと、新しい取組もできないし課題も見えてこない。というところだと思いますので、そういうような考え方の中で、やっぱりP a r k - P F Iも、これからは在り方の中で考えていかなくちゃいけないんじゃないかな、というような感じを受けました。

どうぞ、里吉委員。

○里吉委員 先ほど、これからは変化が大きいので、すぐに機動的に動けるようにとあったんですけども、例えば、P a r k - P F Iですと、20年とかそういうスパンで考えるということになっているので、東京都が普通に都立公園を造って、整備して、運営しているのとはまた全然違うと。それから、指定管理者も大体5年ぐらいでやっているの、それとも全然違うと。そしてこれから人口が減っていくと、企業がちゃんと利益を上げようと思って、そこでP a r k - P F Iで官民連携をするわけですけども、それでうまくいかなかったときに撤退するだとかどうなるのかとか、そういうことについてもちょっと教えていただきたいなと思ったのと、私自身は、やっぱり都立公園の管理運営は、もちろん、全く民間が入っちゃ駄目ということではないと思いますけれども、あえてこの法律を変えてつくったP a r k - P F Iというものは、やっぱり、つくりそのものからいっても、企業のもうけのために、都民の大事な

都立公園を差し出すというふうに思えてならないので、ぜひ、これは導入に当たっては、メリット、デメリット、私はあまりメリットを感じないんですけども、検討していただきたいし、どういうときに導入すべきなのか、導入してはいけないのか、特に地価が高い都心の公園が、今、三つ上がっていますけれども、地方でも、区立公園なども幾つか上がっていますけれども、こういう場で検討していただけたらと思ひまして、発言をいたしました。

○高梨会長 ありがとうございます。

今一点ご質問があった事業が成り立たなくなったときのリスクをどういうふうにとっていくのかということについて、多分、それぞれの契約の中で決めていくんだと思うんですけど、その辺いかがですか。

○坂下計画課長 そうですね。実際には事業者との契約行為を結びながらやっておりますので、それに沿った対応となると考えてございます。

また、先ほど会長からもございましたが、前回の審議でも明治公園、代々木公園のお話がありましたので、我々のほうで報告できるタイミングで、改めてご説明させていただきますと思います。

○高梨会長 ありがとうございます。

あと、石川委員、どうぞ。

○石川委員 すみません、あまり時間がないかもしれないんですけども。すみません、よろしくをお願いします。

大きく2点お話しさせていただきたいと思います。1点目は防災の話、もう一つは公園を核としたまちづくりとか、魅力アップのお話になります。

1点目の防災の話なんですけれども、先ほど熊本の地震の公園の利用の話がありましたが、実は私も、熊本市内の全避難所というか、避難所だけではなくて、被災者がいらっしゃるところ全ての調査をしております、その中で、先ほど先生がおっしゃったみたいに、公園の中にある公民館みたいなところが非常に機能したというのがあるんですけども、それ以外の視点として、ちょっと二つありまして。

一つは、競技場だったりとか、公園ではないんですけども、そういったところの駐車場ですね。駐車場というのが、非常に、災害時にかなり多くの方が車中泊だったりとか、あとは炊き出しなんかに使われるということで、そういうところが都の公園の駐車場なんか、逆に、消防だったりとか、そういったところの拠点になる可能性もあ

るので、一概には言えないんですけれども、まず直後なんかは、かなり、公園の中もそうですが、それ以上に、そういった駐車場だったりとか、そういったところが、車中泊だったりとか、ペットの方の避難だったりとかそういうものに使われる可能性が高かったりしますので、そういう意味でも、電源関係とか、有線回線とかそういうのも考えてもいいのかなと思ったのがあります。

あと、もう一つは、これはちょっと都立公園とは違って、もっと規模の小さな熊本市内の公園なんですけど、小さな公園だと、老人憩いの家みたいなものが、畳が敷いてある小さな家というか、集会場みたいなものがありまして、そこが、そういった車中泊だったりとか、あと、少し、避難所があまりにも遠かったりとかそういう方々が使う、特に要援護者の方々の避難に、すごく有効に使われていたといったような事例があったりするので、避難所プラス小さなそういった機能みたいなものも、重要なんじゃないかなということが、熊本からよく分かるかなというのがあるので、ちょっとご紹介いたしました。

その上で、駐車場だったりとか、あと、そういった附帯施設みたいなものとか、災害時には役に立つという話と、あとどの先生かがお話されていましたが、避難だけではなくて、その後、特に水害の場合だと、片づけだったりとか、そういったときなんかは、もうずっとそういったスペースが必要だったりもして、少し、時系列で、公園がどういうふうに使われるのかみたいなことというのは、ちゃんと議論していったりとか、研究していく必要があるなということをしごく感じていて、そんなことも、少し東京都で議論されてもよろしいんじゃないかなと思いました。

あとは、風水害に関してなんですけれども、特に江東区だったりとか、江戸川区だったりとか、荒川区だったりとか、あの辺りは区を越えて水害時に避難をしなくてはいけないというところがあったりしますので、そういったときの受皿に、ちょっと公園がそのまま使えるかというのはあるかもしれないですが、そういった都内の区域を越えた避難に関して、公園がどんなことができるのかといったことも、検討する必要があるかなと思いました。

あと、地下街の利用については、多分、少し前の、帰宅困難者の委員会で、都の委員会で、駅の下とかに地下空間を安全性を大切にしながら、どんなふうに帰宅困難者の方も利用したりできないかみたいな、結構突っ込んだ議論なんかもされていたと聞いています。地下街というのは、ただ造ればいだけじゃなくて、ちゃんと回遊性だ

ったりとか、2方向避難とかいろんなことができないと、空間だけ造ればいいわけじゃないので、そういったことも含めて必要なと思ったりいたしました。

あと、先ほどのまちづくりの話なんですけれども、ちょっともう、いろいろな先生方から出てしまっているの、新しいことではないかもしれないんですが、公園を中心とした、公園に至る大きな通りだったりとか、近くの街区公園だったりとか、そういったところとのつながりをどういうふうにつくっていくかとか、そういうエリアマネジメントみたいな視点とか、そういうのも、こういうところに盛り込んでいっているのかなと思いました。

結構、海外だと、あと、先ほどの3DのPLATEAUの話もありましたけど、空中の通路とか、ああいうところをうまく造って、それをちょっと公園化するみたいな形だったりとか、そういうこともあるので、いろいろな手法ができて、公園をちょっとまちの中のほうにあぶり出すみたいなこともできるんじゃないかなと思ったりするので、そういったところで、市民の参加をうまく促していくといったような手法みたいなものもできるのかなと。

そのときに、やはり先ほどから何回か出ていますけれども、仮利用の実験みたいなものですよね。今、コロナのはやった頃から、多分、道路だったりとか、歩道空間だったりとか、そういったものの仮利用みたいなことが、法律上でも、どんどんできるようになって、今どんどん進んでいますけれども、そういったものと公園みたいなものをうまく使って、こういう市民の方をすごく参加しながら、可能性みたいなものを見ていくということが大事かなと思っていて、それが先ほど、Park-PFIのご議論もあったと思うんですけれども、いきなり民間の方の提案にぱっと結び付くんじゃなくて、そういった仮利用だったり、社会実験みたいなものをやりながら、ちゃんとエビデンスを持って、こういうふうにしてほしいですみたいなことを、きちんと議論できるような素地をつくるのも大事かなと考えました。

あと、最後にすみません。多分、40年後に、特に今以上に独身層の人口がすごく増えると思うんですね。なので、子供とか高齢者に優しい公園づくりというのは、よく言われると思うんですけれども、一人で行っても楽しい公園というか、そういうようなこともちゃんと考えて作ると、また新たな利用層が増えるのかなと思います。

以上です。

○高梨会長 はい。ありがとうございました。

齋藤委員、先ほどからお待たせして申し訳ございません。どうぞ。

○齋藤委員 齋藤です。ちょっと時間がないので、ちょっと手を下したんですけど。

私、前回も言ったんですけど、19枚目のところで、やっぱり、今年、太政官布達から150年ということで、もともと、名所旧跡とかというところから始まって、都市への人口が集中して、かつては1人当たり20平米とか25平米の公園といったような目標が出るように、オープンスペース、非建蔽空間に対する、やっぱり需要というのが変化してきているということもあって、今、インフラとまで言われるような状況にあるんだと思うんですね。そういったときに、やっぱり都の公園も、実際の区とか、そういう区民一人一人に近い場所との関係性というのを、単に連携するというよりは、その辺のつながりも考えていただきたいなというのを、前回も含めて、一つだけお話させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○高梨会長 ありがとうございます。

そうですね。都の公園という存在が、やはり地域の中で核となっていくためには、それなりのしつらえをしていかなくちゃいけない、ということだと思いますので、検討を進めていただければと思います。

すみません。柳井委員。

○柳井副会長 1分で終わります。

今、1分で終わると言って自信がなくなってきたんですけど。

一つは、目的、目標、手段、プロジェクトということの関係性を明確にさせていただきたいということだと思います。アジャイルという話がありましたけど、これは目的がしっかりしているのでアジャイルできるのであって、公園をよくするというよりか、公園で東京をよくするというような、何か目的があって、それに対して公園をどうするという目標があって、具体的にこんなことをやりますという手段があって、じゃあ、どこに力を入れるかというんでプロジェクトがあつてみたい、全体の建付けを明確にさせていただきたいというのが1点目です。

それから、2点目は多様な主体との連携のところですが、多様な主体との連携以前に、人口が減って高齢化するみたいな、それで、必ずしも東京に住まなくてよくなるみたいな状況がもし来るとすれば、公園関係人口を増やすというか、公園人材を増やすというか、ただ、利用者というだけではなくて、いろんな形で公園と関わる人たち

を増やしていくということが、恐らく大事になってきて、それが交流につながったり、あるいはZ世代がそれにどう加わるかとか、独身層がどう加わるかと、そういうようなことになってくると思うので、公園関係人口、単純に多様な主体ではなくて、公園と関係する人たちが増えていくよというような、人材とか人との観点ですね。それから、人がたくさんいると、当然担い方というのが変わってくるので、そういったもののルールみたいな話というのがあるかと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

あと、上遠野さん、何かコメントがございましたらどうぞ。

○上遠野委員代理 すみません。最後に振っていただいたんですけれども、私どものほうでやっている業務というのが、国有財産の利活用というところで、ちょっと公園というところに特化したものではないというところでの視点で、お話をさせていただくようになってしまうんですけれども。

国有財産、大変いろいろ抱えておりまして、いわゆる、使える、今現在、誰も使っていないような土地については、例えば、防災の視点であるとか、そういったことで、ぜひ、一番は公用、公共用という視点で使っていただくような形で、私どものほうも、例えば東京都さんですとか、その他地方公共団体の方とも連携をさせていただきなながら、情報を出して、やらせていただいているところです。皆さんのいろいろなご意見があったところで、防災の拠点であるとか、あとは、例えば公園の規模を増やすというところでの、SDGsでの話とかもあったかと思うんですけれども、そういったところでの、国有地をご利用いただくという点では、私どもも何らかの形で携わることができる役所なのかなと思っておりますので、今後ともそういったところでの、特に東京都さんのほうに公用、公共用でのご利用のほう、考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

進行管理が下手なものですから、若干時間が過ぎてしまいましたけど、ほかに何かご発言ございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の審議を終了いたしたいと存じます。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○田中管理課長 高梨会長、大変にありがとうございました。

また、委員の皆様、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

本日いただきました皆様の大変貴重な様々なご意見を踏まえまして、事務局としての検討、今後とも進めてまいります。

次回の審議会の日程等につきましては、また改めて事務局よりご案内をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。